

令和3年11月定例総会議事録

- 日 時 令和3年11月17日（水） 午前9時32分～午前10時38分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 取消願（農地法第4条による届出）
 - 第2号 農地法第4条による届出
 - 第3号 農地法第5条による届出
 - 第4号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域内）
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第7号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前 9 時 32 分 開会

○会長

皆さんおはようございます。

平坦部、また、山間、山麓も同様ですが、稲刈り、大豆の刈り取りということで、今後、麦の播種ということになります。皆さん、機械等には十分注意して事故に遭わないようにしていただきたいと思います。

また、先日の農業新聞に、後継者不足とか担い手が少ないということで、農地の価格が低下していると報道されていました。地域において農業をリタイヤされる方が農地を売りたいという御相談が多々あると思います。皆さん、農業委員会の使命で、しっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は24名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和 3 年 11 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 8 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 15 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 8 件、局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 4 条による届出） 3 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 4 条による届出 1 件、局長専決処分報告第 3 号 農地法第 5 条による届出 6 件、局長専決処分報告第 4 号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域） 1 件、議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 12 件、第 2 号議案 買受適格証明願（耕作目的） 1 件、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 18 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転 7 件、第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定 91 件、第 7 号議案 非農地通知について 7 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 11 月 9 日、北部は 11 月 10 日に行っております。

また、調査会については、南部が 11 月 11 日、北部が 11 月 12 日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、16 番

委員の松尾委員、18番委員の山口委員の兩名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書24ページ及び25ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号14番から17番までの審議結果について、私から報告いたします。

令和3年11月15日に開催された第68回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係1件については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから6ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～15

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から15番までの15件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページから9ページまでをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から8番までの8件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第4条による届出）

1・2・3

○会長

局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第4条による届出）、報告番号1番から3番までの3件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出

1

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出、報告番号1番について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページ及び13ページをお開きください。

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5・6

○会長

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出、報告番号1番から6番までの6件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

局長専決処分報告第4号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域内）

1

○会長

局長専決処分報告第4号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域内）、報告番号1番について御意見はありませんか。はい、どうぞ。

○委員

購入の予定者が小城市の方ですけれども、この方は、ほかにもキャンプ場の経営をされているか、その辺は分かりませんかでしょうか。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

この方は、今、ほかにはキャンプ場の経営はされていないと伺っています。

○委員

今回が初めてということですかね。

○事務局

そうです。今回初めて買受適格を取得して、キャンプ場をしたいということでの申出です。

以上です。

○会長

委員、今の説明でよろしいですか。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページ及び16ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から6番までの6件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番、2番、4番及び6番の4件は、普通売買の案件、審議番号3番及び5番は、贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から6番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

7・8・9・10・11・12

○会長

審議番号7番から12番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号7番から12番までの6件は、全て普通売買の案件です。

なお、審議番号7番及び8番の2件については、申請地の一部にアスファルト舗装がなされた道路が含まれているほか、竹等も繁茂しているため、調査会において申請人説明を求めました。

申請人に、申請地を農地に再生する方法について確認したところ、重機を所有しているの
で、時間は掛かるが自分でアスファルトをはがし、竹等は伐根して農地に再生する旨の説明
がありました。これに対し委員より、竹藪を再生するのは大変だと思うが、いつまでかかる
のか分からないでは困るので、来年の農地パトロールまでには、竹藪部分は伐採して欲しい
旨の意見が出され、申請人からは了承する旨の回答がありました。

さらに委員から、その後の計画について確認したところ、申請人より、竹の根を取り除いた後は、籾殻を堆肥化したものを所有しているのので、耕作土として利用する旨の説明がありました。

このほか、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

審議番号12番ですが、単価を見てもみますと反当190千円ということで非常に安くなっております。平均的な価格は私は分かりませんが、場所的にはちょっと山奥ですか、それとも道路に近いところですか。

○会長

どうぞ、事務局。

○事務局

どちらかというと集落内の家の前の農地になっております。

○委員

そうですか。また、譲受人は地元の方ですね。所有者は〇〇県在住の方ですが、もともとその所有者の方は地元の方だったんですか。

○会長

事務局。

○事務局

所有者は地元出身の方で、申請地は、お父さんから相続された農地であり、所有者自身は農業をしておられません。ほかに管理をしている農地もあるんですけど、売れる分は近くの人に買ってもらいたいということで、申請されているというところです。

以上です。

○委員

格安でいいから買ってくれということですね。

○事務局

はい。

○事務局

分かりました。

○会長

委員、今の事務局の説明はよろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番から12番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）

○会長

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番の願出人は、現在、約4ヘクタールを耕作されており、願出地の近隣でも耕作されていることから、今般、経営規模を拡大したく、願い出されたものです。

地元農業委員の説明などから、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすと判断し、願い出どおり証明相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり証明することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり証明することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、公務員として勤める傍ら農業を営んでいますが、農業用車両等を自宅敷地内の通路に駐車している状態で手狭であるため、自宅に隣接する申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。

委員から、申請地の盛土について質問があり、事務局より、雨水排水のために東側から西側へ傾斜をつける盛土となる旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページ及び21ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6

○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、1番から6番までの6件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、今般、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、運送業等を営んでいますが、現在利用している駐車場が、県道の新設により移転を余儀なくされているため、申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。

委員から、申請地西側交差点の見通しが悪く、過去にも交通事故が発生したことがあることから、道路沿いの樹木の伐採について確認したところ、樹木は計画どおり根元から伐採する旨の回答を得ました。

また、委員から、交差点は横断歩道付近が狭いため、歩行者が信号待ちの時に危険を感じた際には、申請地敷地へ退避できるかを確認したところ、横断歩道付近は道路と申請地の境界部分に若干の段差が生じるものの、フェンス等を設置する計画はしておらず、歩行者が危険を感じた際には一時的に申請地敷地内へ退避することは可能との説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につい

て問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道沿いで交通の便が良く、住環境も良いため適地と判断し、転用申請されたものです。

委員から、申請地北東側の敷地の一部に、北側雑種地からの排水管が埋設されていることについて確認したところ、申請人から、北側雑種地の地権者には説明をしているが、今後、排水管の取扱いや管理について、先方と協議しながら施工する旨の回答を得ました。

また、委員から、申請地南側宅地のコンクリートブロックの一部が、土圧で申請地側に膨れていることについて確認したところ、申請人から、境界立ち合いの時にすでに話し合っているが、施工の際には、再度協議をしながら進めていく旨の回答を得ました。

さらに、委員から、雨水の排水方向について確認したところ、申請人より、雨水が国道に流れ出ないように、新設集水桝に雨水を集めた後に、暗渠管を經由して東側水路に放流する計画であるとの説明がありました。

また、委員から、南側の同時利用地である宅地の今後の利用について確認したところ、申請人から、当該地は分筆して、それぞれの分譲地の通路部分として利用する計画だが、国道に面した部分については、互いに出入りしやすいように、間にはフェンスを設置せず、互いに使用できるように地役権の設定などを検討している旨の回答を得ました。

さらに、委員から、申請地西隣の宅地の一部が、今回の計画では申請地より低くなることについて確認したところ、申請人からは、地主の要望により、当該地にある小屋は解体し、周囲の高さに合わせて盛土する旨の回答を得ました。

その他、地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「農業用倉庫」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、農業用倉庫の建設を計画したところ、申請地は耕作する圃場に近接していることから、適地と判断し転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「農業用施設」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（a）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、アパートに居住していますが、今般、住宅の建設を計画したところ、申請地は、実家に近いため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、現在、使用している資材置場では作業効率が悪く業務に支障が出ている状況のため、事業の効率化と保有する資材の盗難防止の観点から、既存敷地を拡張したく、申請されたものです。

委員から、申請地東側の隣接農地の所有者や耕作者から、敷地拡張にあたって問い合わせなどはなかったか確認したところ、申請人から、事前に説明をしていたため問い合わせはなかったとの回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題な

いことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一段の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この6件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページから25ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7～18

○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番から18番までの12件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番は、転用目的が「車両置場の敷地拡張」の、全体見直しにより農振除外された案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、自動車販売業を営んでいますが、既存の車両置場の間口が狭く、車両の乗り入れに支障をきたしているため、申請地を車両置場として使用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「鉄道の駅から概ね300m以内」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のi。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号8番及び9番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」及び「貸資材置場」の案件

で、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

まず、審議番号8番について、申請地は、近隣に教育施設があり、住環境が良いため住宅地として適地と判断し、申請されたものです。

また、審議番号9番について、申請人は、取引先の会社から資材置場が不足しているとの相談を受けたため、県道に近接し、利便性も良いことから、申請地をコンクリート2次製品の資材置場として整備して貸し出したく、申請されたものです。

申請人に、資材の積み降ろしにあたり、建売分譲住宅の購入者の通行に支障がないか確認したところ、運搬車は1トントラック程度の車両で、他の通行者に迷惑をかけないように、資材の積み降ろしは資材置場の敷地内で行うとの回答がありました。

また、委員から、申請地の周辺は農地が残っているので、周辺の農作業に対する苦情が出ないように、申請人から住宅購入者へ説明して欲しい旨の意見が出され、申請人からは重要事項説明書に記載し、必ず住宅購入者へ説明する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「水管及び下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準も、ともに「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号10番及び11番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されているため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道などに隣接し、住環境も良いため、適地と判断し申請されたものです。

委員から、申請地の周辺では今後も営農が継続されるため、住宅購入者に対し、土埃や農薬散布に対する苦情が出ないようにしてほしい旨の意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、

かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号12番及び13番の2件は、転用目的が「貸クリニック」及び「貸薬局」の案件で、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号12番について、申請人は、クリニックの施設の管理運営を行っていますが、現在、借地で経営しているクリニックの賃借期間が終了するため、新たにクリニックを建設する計画をしたところ、申請地は、幹線道路沿いで交通の便が良いため適地と判断し、申請されたものです。

また、審議番号13番について、申請人は薬局の施設の管理運営を行っていますが、隣接地にクリニックが建設されることに伴い、申請地に薬局を建設したく申請されたものです。

審議番号12番について、申請人に、申請地の形が不整形になっていることについて確認したところ、隣接する地権者の同意が得られなかったため、やむを得ず、筆どおりのこのような形状になったとの説明がありました。

また、委員から、申請地東側に隣接する里道の、今後の管理について確認したところ、地元の要望により草が繁茂しないように申請人が防草対策を行う旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準も、ともに「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号14番から18番までの5件は、転用目的が「建売分譲住宅」及び「通路（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されているため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号14番から17番までの4件について、申請地は、近隣に教育施設があり、住環境も良いため住宅地として適地と判断し、申請されたものです。

また、審議番号18番については、建売分譲住宅の造成工事用車両の通路として一時転用申

請されたものです。

申請人に、申請地を宅地化することにより、申請地西側水路への雨水排水の量が増加することについて確認したところ、地元説明会を行った際に、地元から特に要望などはなかったため、現状のままとなるが、申請地西側の境界部分には、コンクリート板柵とL型擁壁を設置するため、今より水路幅が広がる計画であり、今後、造成工事の際に要望があれば対応する旨の回答がありました。

さらに、委員から、水路清掃について確認したところ、申請人より、住宅購入者に対し水路清掃などの地域活動には参加するように文書でとりかわすことにしている旨の回答がありました。

また、委員から、申請地周辺はどこも里道や水路がそのままの状態だが、長い目で見ればコンクリートで施工するなどした方が良くはないかと思うので、十分地元と話し合いをしてほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、審議番号18番については、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、いずれも「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準も、いずれも「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この12件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号8番及び9番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」及び「貸資材置場」の案件で、一体的に造成される計画として申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番及び9番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号10番及び11番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番及び11番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号12番及び13番の2件については、転用目的が「貸クリニック」及び「貸薬局」の案件で、一体的に造成される計画として申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番及び13番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号14番から18番までの5件については、転用目的が「建売分譲住宅」及び「通路（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

土地利用計画図の26ページを見ていただきたいと思います。

住宅内の道路が計画されておりますけれども、西側から入ってこられるような形に見えますが、東側の団地に通り抜けられるか、ちょっとその辺が不明なところがございますけれども、それとも、そこで遮断されているものか、ちょっとお伺いします。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

東側の方には通り抜けられるようになっております。

○委員

団地の方に行けるということですね。

○事務局

はい。

○会長

委員、今の事務局の説明でよろしいですか。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○委員

同じ26ページですけれども、西の方の三角のところ、コンクリート打ちして回転場を計画されておりますけれども、これそのものは、市の方に帰属することになるのか、それとも、開発業者で管理していくのか、そこら辺はどのようになっていますか。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

一旦は開発業者の方で所有するということですが、その後、自治会から市の方に寄付するという申出をするということで協議はされているということです。

以上です。

○会長

委員、今の説明でよろしいですか。

○委員

はい、分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番から18番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書26ページ及び27ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2・3・4・5・6・7

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から7番までの7件：44,162㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から7番までの7件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書35ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

29

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号29番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、審議の順序を変更し、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号29番

更新 1件： 5,835㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号29番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書28ページから43ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

29を除く1～66

○会長

審議番号29番を除く、審議番号1番から66番までの65件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号29番を除く、審議番号1番から66番までの65件

新規 12件： 129,596㎡

更新 53件： 282,602.5㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この65件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この65件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この65件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号29番を除く、審議番号1番から66番までの65件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書43ページから54ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

67～91

○会長

審議番号67番から91番までの25件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号67番から91番までの25件

新規 8件： 106,974.94㎡

更新 17件： 133,973㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この25件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この25件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この25件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号67番から91番まで25件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書55ページをお開きください。

第7号議案 非農地通知について

1・2・3・4・5・6・7

○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から7番までの7件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から7番までの7件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和3年11月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年11月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

前10時38分 閉会